

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

平成25年 2月26日付け24生産第2829号

(通則)

第1 農林水産大臣は、さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて基金管理団体が行う事業に必要な基金の造成に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者（実施要綱第4に掲げる者をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、実施要綱第2に定める事業（以下「基金事業」という。）を実施するための補助金を交付し、補助事業者が基金事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(経費の流用)

第4 別表の区分の欄に掲げるⅠの（1）から（3）までの経費及びⅡの経費は、相互間において流用してはならない。ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に認めた場合に限り、別表の区分の欄に掲げる、Ⅰの（1）及び（2）の事業間の流用を行うことができるものとする。

(申請手続)

第5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づき、別記様式第1号による申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 規則第2条の規定による申請書の提出は、生産局長が別に定める日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第6 農林水産大臣は、第5の1の規定に基づく補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の請求)

第7 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第2号による支払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第8 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第3号のとおりとし、基金の造成後速やかに農林水産大臣に正副2部提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9 農林水産大臣は、前条の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の実施主体が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、1の規定により補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 2に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(基金の取崩し等)

第10 補助事業者は、補助金により造成した基金を取り崩す場合、別記様式第4号により基金取崩計画書正副2部を作成し、あらかじめ生産局長の承認を得るものとする。次に掲げる取崩内容を変更しようとする場合は、別記様式第5号により基金取崩計画変更承認申請書正副2部を作成し、あらかじめ生産局長の承認を得なければならない。

(1) 別表に掲げる経費の配分及び事業の内容の変更

(2) 事業の中止又は廃止

2 生産局長は、1により基金取崩計画書又は基金取崩計画変更承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認める場合には、補助事業者に基金取崩計画書又は基金取崩計画変更承認申請書の承認の通知を行うものとする。

3 補助事業者は、基金を取り崩した場合、別記様式第6号により基金取崩実績報告書正副2部を作成し、交付決定のあった年度の翌年度の4月末までに、生産局

長に提出しなければならない。

- 4 補助事業者は、毎年度の上半期（４月から９月まで）及び下半期（１０月から３月まで）の基金の管理状況を取りまとめ、別記様式第７号により基金管理状況報告書を作成し、各半期最終月の翌月末日までに生産局長に提出し、この内容について公表しなければならない。

（事業変更、中止又は廃止の承認）

- 第11 補助事業者は、規則第３条第１号の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第８号により変更承認申請書正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。
 - 2 規則第３条第１号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
 - 3 農林水産大臣は、１の変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（事業遅延の届出）

- 第12 補助事業者は、規則第３条第２号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第13 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第５の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。
 - （１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - （２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （３）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- 2 農林水産大臣は、１の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、２の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 ２の規定に基づく補助金の返還及び３の規定に基づく加算金の納付については、第９の３の規定を準用する。

(帳簿等の保管)

第14 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(補助金調書)

第15 補助事業者が地方公共団体である場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目計上金額を明らかにする別記様式第9号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(報告)

第16 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合は、この補助金に係る補助金支出明細書（別記様式第10号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

別表（第３、第４及び第10の１関係）

区 分	経 費	国庫補助率	重 要 な 変 更
I 甘味資源作物等生産振興 緊急対策事業			
（１）甘味資源作物増産緊急対策事業	実施要綱第２の１の（１）の甘味資源作物増産緊急対策事業に要する経費として、基金の造成に要する経費	定額	1 補助事業の中止又は廃止 2 補助事業者の変更
（２）国内産糖経営体質強化対策事業	実施要綱第２の１の（２）の国内産糖経営体質強化対策事業に要する経費として、基金の造成に要する経費	定額	1 補助事業の中止又は廃止 2 補助事業者の変更
（３）甘味資源作物等農業機械等リース支援事業	実施要綱第２の１の（３）の甘味資源作物等農業機械等リース支援事業に要する経費として、基金の造成に要する経費	定額	1 補助事業の中止又は廃止 2 補助事業者の変更
II 砂糖供給安定化緊急対策事業	実施要綱第２の２の砂糖供給安定化緊急対策事業に要する経費として、基金の造成に要する経費	定額	1 補助事業の中止又は廃止 2 補助事業者の変更